

さくら市小規模工事等契約希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕（以下「小規模工事等」という。）について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（第3条において「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が130万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 精神の機能の障害により小規模工事等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) さくら市建設工事請負業者選定要綱（平成17年さくら市告示第20号）第7条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格及び免許を有しない者
- (5) 市税を滞納している者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、登録の更新をしようとするときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 市税の完納証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、3年ごとに登録申請の受付期間（次項において「定期受付期間」という。）を定める。ただし、新たに登録を希望する者は、随時に申請をすることができるものとする。

3 定期受付期間内に申請をした者の登録の有効期間は、当該定期受付期間の翌年度の4月1日から3年間（次項において「登録有効期間」という。）とする。

4 第2項ただし書の規定により申請をした者の登録の有効期間は、当該申請の受付をした日の翌日から当該翌日の属する登録有効期間の末日までとする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったときは小規模工事等契約希望者登録事項変更届（様式第2号）を、事業を中止又は廃止したときは小規模工事等契約希望者登録（中止・廃止）届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取扱い)

第7条 市長は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積り参加の機会を与えるよう努めるものとする。ただし、第3条第3号に規定する入札参加資格者名簿に登載された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。